

防犯用品又は交通安全用品の支給等に関する要綱

令和5年5月29日
制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主的な活動の推進等により安全・安心な地域社会を実現するため、当該活動等に必要な防犯用品又は交通安全用品（以下「防犯用品等」という。）の支給又は貸出し（以下「支給等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 防犯用品等の支給等を受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校又は中学校
- (2) 行政区
- (3) 市内で活動する青色防犯パトロール隊
- (4) 市内で活動する交通安全推進協会
- (5) その他市長が必要と認める者

2 支給等の対象となる防犯用品等は、別表に掲げるとおりとする。

(貸出しの期間等)

第3条 防犯用品等の貸出しの期間は、2年以内とする。

2 防犯用品等の貸出しは、無償とする。

(申請及び決定)

第4条 防犯用品等の支給等を受けようとする者は、防犯用品交通安全用品支給等申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは支給等の決定をする。

3 市長は、前項の決定をしたときは、第1項の規定による申請をした者に決定の内容を通知する。

(防犯用品等の返却)

第5条 前条第2項の規定により、防犯用品等の貸出しを受けた者は、貸出しの期間が経過したときは、速やかに貸出しを受けた防犯用品等を返却しなければならない。

(防犯用品等の使用及び管理)

第6条 防犯用品等の支給等を受けた者は、当該防犯用品等を適切に使用し、管理しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

(青色回転灯等防犯パトロール用品の貸出に関する要綱の廃止)

- 2 青色回転灯等防犯パトロール用品の貸出に関する要綱は、廃止する。

別表（第2条関係）

防犯用品等	備考
のぼり旗	
のぼり旗竿	
青色回転灯	
防犯活動用ベスト	
防犯活動用帽子	
誘導棒	
防犯ブザー	支給等の対象となる者は、市内の小学校に限る。
交通安全啓発用サイン板	
横断旗	
交通安全活動用ベスト	
交通安全活動用帽子	
ランドセルカバー	支給等の対象となる者は、市内の小学校に限る。
サイクルリフレクター	支給等の対象となる者は、市内の中学校に限る。

別記様式（第4条関係）

防犯用品交通安全用品支給等申請書

年 月 日

新城市長

申請者 名 称

所在地

代表者

連絡先

防犯用品又は交通安全用品の 支給 ・ 貸出し を次のとおり申請します。

使用の目的			
使用の方法			
物品	種類	個数	備考